

原規規発第 2212211 号「高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）について（許可）（使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等）」の一部修正について

原規規発第 2301302 号  
令和 5 年 1 月 3 0 日  
原子力規制委員会

正誤表 ※修正箇所は枠付

該当箇所	(誤)	(正)
関西電力株式会社高浜発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書 IV 1. (1)① ※規制要求の内容に係る引用の誤りを修正	また、第54条等解釈では、「貯蔵槽内燃料体等 <sup>を冷却し、放射線を遮蔽し</sup> 、及び臨界を防止するために必要な設備及び手順等」とは、以下に掲げる設備及び手順等又はこれらと同等以上の効果を有する設備及び手順等とすることを要求している。	また、第54条等解釈では、「貯蔵槽内燃料体等 <sup>の著しい損傷の進行を緩和し</sup> 、及び臨界を防止するために必要な設備及び手順等」とは、以下に掲げる設備及び手順等又はこれらと同等以上の効果を有する設備及び手順等とすることを要求している。